

学校における指導・運営体制の充実について

令和5年4月17日
文部科学省



学校における支援スタッフの活用について

学校における支援スタッフについては、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」の通知等において、以下のとおり示し、チームとしての学校として、教師と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配慮することとしている。

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日 事務次官通知） 抜粋

「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフや、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフやその他の外部人材について、役割分担を明確にした上で参画を進め、専門スタッフ等が学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修等を実施するとともに、人員が確保できるよう所管の学校に対して必要な支援を行うよう努めること。

令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（令和4年1月28日 初等中等教育局長通知） 抜粋

事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員（ICT支援員）、特別支援教育支援員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）及び部活動指導員等の支援スタッフを活用する取組については、「チームとしての学校」として校長等の管理職が学校組織マネジメントを行い、役割分担を明確にした上で、教師と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配慮すること。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（令和4年12月19日 中央教育審議会） 抜粋

近年では「チームとしての学校」の理念の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、多様な人材がそれぞれの専門性を活かしたり教師を補助したりしながら児童生徒への対応や学校運営に携わっている。

スクールカウンセラー（SC）

スクールソーシャルワーカー（SSW）

法令上の位置づけ

- 学校教育法施行規則 第65条の3
- スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
（中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用）

- 学校教育法施行規則 第65条の4
- スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
（中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用）

人材・資格

- 心理に関して専門的な知識・技術を有する者
（公認心理師、臨床心理士 等）

- 福祉に関して専門的な知識・技術を有する者
（社会福祉士、精神保健福祉士 等）

主な職務内容

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② 教職員に対する助言・研修
- ③ 保護者に対する助言・援助
- ④ ストレスチェックや授業観察等の予防的対応
- ⑤ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア
等

- ① 貧困・虐待等の課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント 及び課題解決のプランニングへの支援
- ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

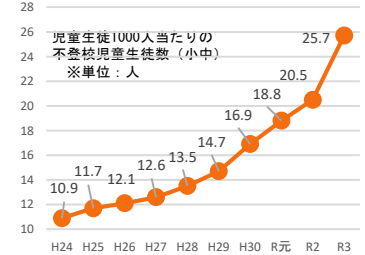
による教育相談体制の充実

令和5年度予算額
(前年度予算額)

82億円
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置(27,500校)
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算

⇒重点配置の活用により、**週1回8時間(終日)以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,900校**(←2,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置：**2,300校**(←1,900校)

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置(10,000中学校区)
- ✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算

⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**3,000校**(←2,000校)
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置：**2,500校**(←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置：**3,500校**(←2,900校)

※**ヤングケアラー支援**のための配置を含む

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

オンライン活用拠点

- **オンラインカウンセリング**活用のための配置：**67箇所**(新規)

- **オンラインを活用した支援**のための配置：**67箇所**(新規)

スクールロイヤーについての共通理解に係る取組について

○ 法務相談体制構築に向けた手引き等の作成・説明会実施

- ・ 法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、令和2年12月に「**教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き**」を作成（令和4年3月改訂）。手引きの中で、**教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会と弁護士とで共通理解を図っておくべき事項等**について記載。
- ・ また、令和5年2月に、事例をもとに意見交換を行う**ワークショップ型の研修に際し参考となる資料や研修の具体的な流れ等を紹介した動画**を作成し、**学校・教育委員会と弁護士が教育的観点・法的観点の双方から対応を学ぶ研修の在り方等**について周知。
- ・ 法務相談体制の構築の一層の推進に向けて、**教育委員会・学校関係者を対象とした説明会**を実施。

○ 法務相談体制の整備状況に関する調査

- ・ 教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査を実施・公表。調査結果を踏まえ、**各教育委員会に対し、日頃から弁護士との間で共通理解を図っておくことの必要性等**について周知。

○子供の最善の利益を実現するために、弁護士と学校・教育委員会とで共通理解を図るための工夫を行っている教育委員会（令和3年度間）

都道府県：73.0% 指定都市：73.3% 市区町村：52.2%

（具体例）教育委員会から弁護士に学校・児童生徒・保護者・地域の特徴について事前に説明を行う
弁護士と教育委員会の担当者とで連絡協議会を開催し、情報を共有し、取組の改善につなげている
弁護士が学校訪問や研修を通して学校の状況を把握している 等

【参考】法務相談体制の充実に向けた支援措置

◆ 法務相談経費の支援

- ・ 域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を実施。
（※）標準的な規模の都道府県で130万円を積算。（指定都市についても都道府県に準じて措置）

◆ スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・ 日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を「スクールロイヤー配置アドバイザー」として文部科学省に1名配置。
- ・ 各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。

SC・SSW・SLのオンライン活用について

【SC・SSWについて】

オンラインの活用状況

スクールカウンセラー(SC)
38自治体(R4. 5月時点)
←6自治体(R2. 5月時点)

スクールソーシャルワーカー(SSW)
27自治体(R4. 5月時点)
←1自治体(R2. 5月時点)

※67都道府県・政令市の実施状況等について把握

オンライン活用の効果(メリット)

- ・対面によるカウンセリングを希望しない児童生徒や対面でのカウンセリングが実施できない不登校児童生徒等、支援を受けられていない児童生徒に対し、オンラインの活用により支援に繋げることができる
- ・移動時間を削減できることで、関係機関職員やSC・SSWがケース会議に参加しやすい等、支援の効率化が図られる 等

活用上の課題

- ・表情や身なり等の細かな状況までは把握しづらい
- ・児童生徒の自傷行為等のリスクへの対応
- ・SC等と相談者との間で信頼関係が構築されていない段階での活用が難しい 等

(これまでの取組)

○ オンラインカウンセリングの留意点について周知

令和2年5月及び令和4年2月、児童生徒の心のケアや環境の改善に向け、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングを含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、各都道府県教育委員会等に対して周知

○ オンラインカウンセリングの実施状況及び効果・課題について把握

各都道府県・政令市に対し、オンラインカウンセリングの実施状況や、実施した場合の効果や課題について把握

(今後の取組)

- 令和5年度予算において、各都道府県・政令市でのSC・SSWによるオンラインを活用した広域的な支援体制整備のための予算を計上
- 各都道府県・政令市等におけるSC・SSWによるオンラインを効果的・効率的に活用した好事例を収集し、事例集の作成・周知

オンラインを効果的・効率的に活用した支援の一層の促進

【SLについて】

オンラインの活用状況

都道府県:約43%
指定都市:約33% ※令和3年度

オンライン活用の効果(メリット)

- ・複数人が同席できるため、学校・教育委員会同時に話を聞くことが可能
- ・移動を伴わないため、日程調整が容易
- ・教育委員会や弁護士事務所から地理的に遠い学校等が活用することが可能 等

(これまでの取組)

- オンラインの活用状況を含めた法務相談体制の整備状況等について調査を実施
- 積極的な取組を促す観点から、オンラインの活用を含め、法務相談に対する物理的・心理的障壁を下げる工夫について各教育委員会に対して周知を実施

(今後の取組)

- オンラインの活用状況について引き続きフォローアップを行うとともに、教育委員会等を対象とする説明会等で、オンラインの活用を含めた法務相談の構築を要請

オンラインの活用を含めたスクールロイヤーの活用の一層の促進

外部人材の活用等に関する周知について

- 規制改革実行計画（令和4年6月7日閣議決定）を受け、**令和5年1月**には、①民間企業などから教員として学校に迎え入れる場合に、任命権者の判断により、兼業許可が可能であることや、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないことや更新が可能であること、②教員の複数校指導が可能であることについて、**初等中等教育企画課長より直接、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部課長に対して周知**を行った。

（令和4年8月には、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けに周知済み。）

- 今後も、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで上記の趣旨を周知していく予定。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

II 実施事項

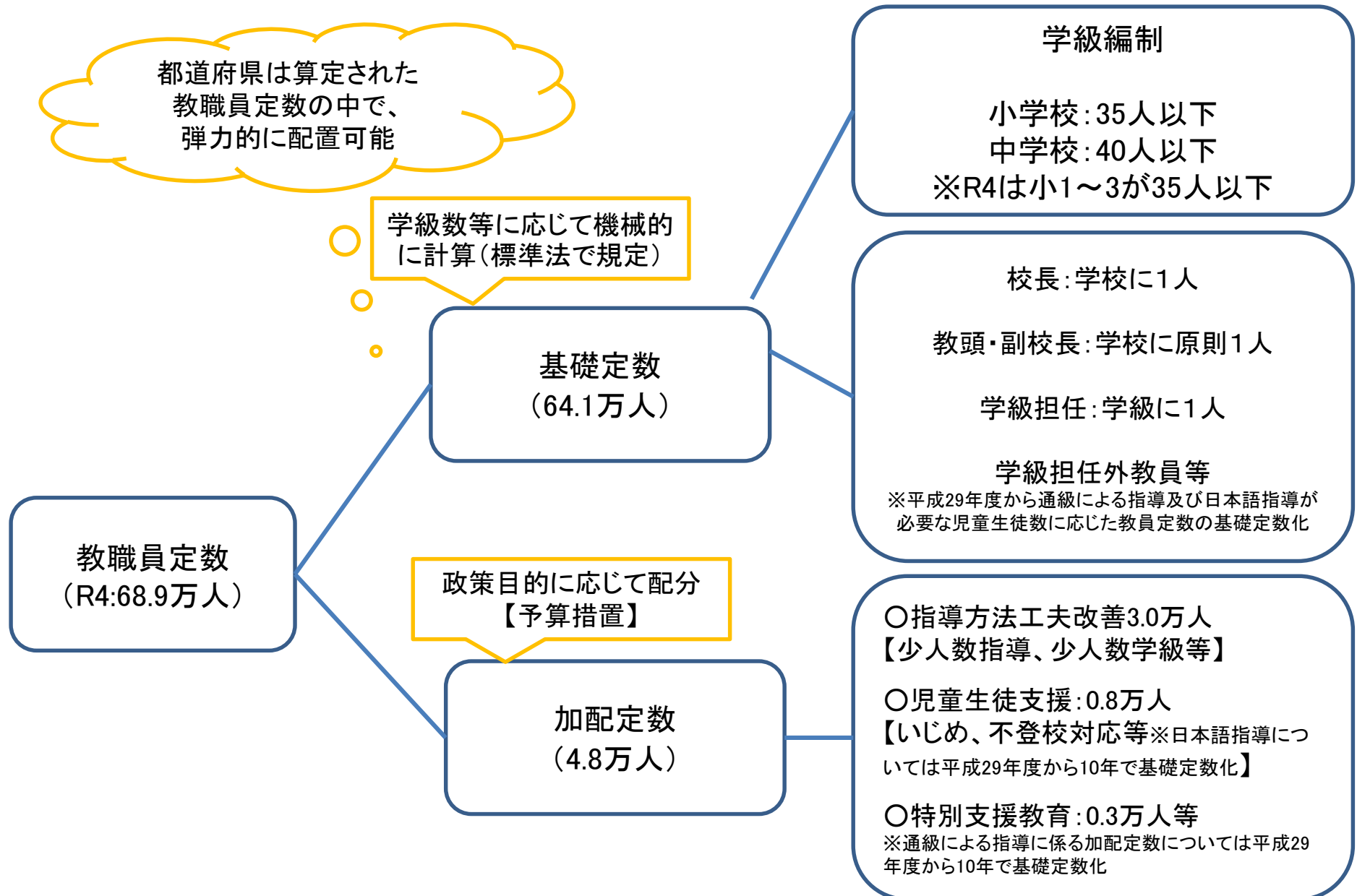
5. 個別分野の取組

<人への投資>

（1）個に応じた学びを大切にす、社会に開かれた初等・中等教育

- h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況（同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。）を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。
- k 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。
- n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、**非常勤講師を含む外部人材活用を推進**する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。

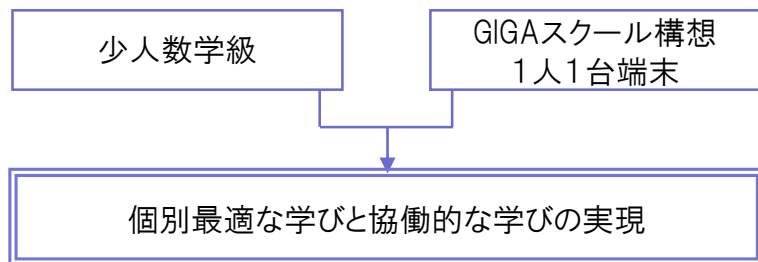
公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



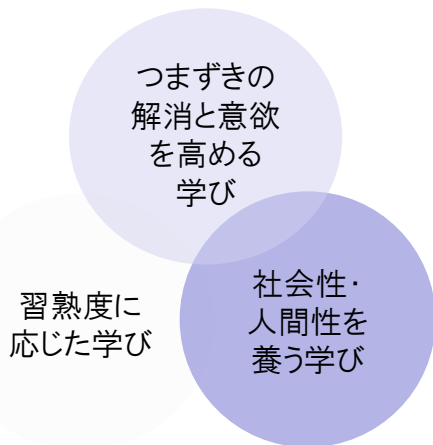
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるような措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年改正法）附則第3条関係

実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
 - ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施**。
 - ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
 - ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

調査手法

【学力】
地方自治体独自の学力調査結果を活用
【社会情動的スキルや教員関係】
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、
教員、保護者、学校、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

[実施スケジュール]

R 3 ※小2が35人学級へ	R 4 ※小3が35人学級へ	R 5 ※小4が35人学級へ	R 6 ※小5が35人学級へ	R 7 ※小6が35人学級へ
調査設計・準備	実証研究	中間とりまとめ		最終とりまとめ

注）外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

外部人材の教師としての活用について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年改正法）附則第3条関係

- 中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について、令和3年3月の諮問を受け審議し、令和4年12月に答申をとりまとめ。
- 答申では、教職員集団の多様性を確保し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上の観点から、教師一人一人の専門性向上に加え、**多様な専門性・背景を有する人材を学校現場に取り込むこと**が示された。
- こうした観点から、**特別免許状の運用見直しや、特別免許状を活用した採用試験の実施促進、特別免許状による入職者に対する研修の実施・支援、教員資格認定試験の拡大**（IT資格保持者を対象とした高校「情報」の実施）を実施

- 特別免許状は、**普通免許状を有しないが、優れた知識経験を有する外部人材**に対し、都道府県教育委員会(※)が行う教育職員検定を経て授与。令和3年の教育職員免許法の改正により、無期限となった。

※ 構造改革特区においては、地域の特性を生かした教育の実施の必要性等があり、市町村において給与を負担する等の場合には、市区町村教育委員会でも授与可能。東京都千代田区等で授与実績があるほか、さいたま市においても、令和6年度から本制度を念頭に特別免許状の授与を前提とした採用選考（パイオニア特別選考）を実施予定。

- 特別免許状の積極的な授与に資する観点から、文部科学省は、令和3年5月に「**特別免許状に係る教育職員検定等に関する指針**」を改正。中教審答申を受け、更なる改正を検討。

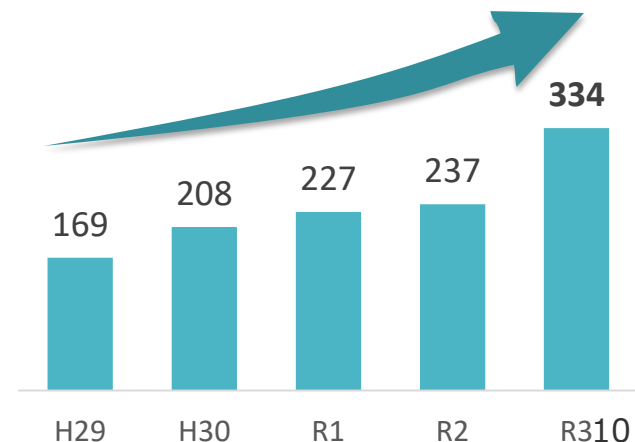
（主な改正内容）

- オリンピック等の国際大会や国際的なコンクールの出場者など、優れた知識経験を有することが確認できる場合は、**必ずしも文部科学省が示す指針における基準によらない授与も可能**である旨を明確化
- 企業等に加え、NPO等での**多様な勤務経験を加味**する旨を明確化 等

- 外部人材の円滑な入職につなげる観点から、令和4年度補正予算において、**研修コンテンツの開発**に関する予算を計上。

- 特別免許状の**授与件数は増加傾向**。引き続き、特別免許状の積極的な活用を都道府県教育委員会等に働きかけてまいりたい。

特別免許状の授与件数（件）



令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）



目的：教育委員会に対して学校の働き方改革のための取組状況を調査し、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を一層促進する
 対象：全国の都道府県・市区町村教育委員会等

教職員の勤務実態

○ 4月～7月の在校等時間等の状況

・ 「時間外勤務月45時間以下の割合」は、**令和元年度と比較して改善**。

（小学校：11.7%増加、中学校：10.2%増加）

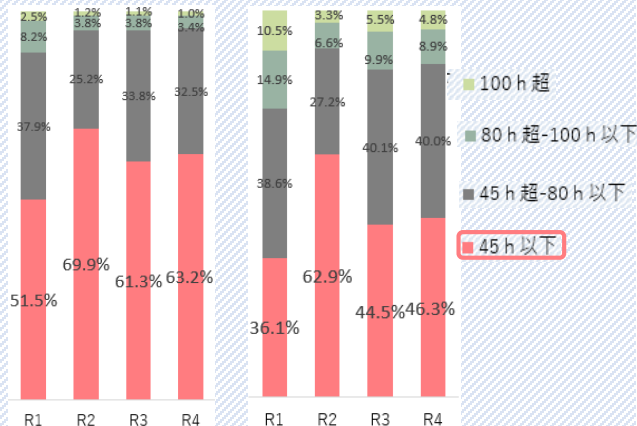
・ 一方、**依然として長時間勤務の教職員も多い状況**。

○ ICカードやタイムカード等による客観的な勤務実態の把握状況

・ **都道府県100%、政令市100%、市区町村93%**において客観的な方法で勤務実態を把握。

・ 未実施の市区町村においても、令和5年度以降に実施予定。

<時間外勤務時間の割合（※1）（4月～7月の平均）>
 令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施
 （小学校） （中学校）



※1 回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

改正給特法を踏まえた対応

○ 上限指針（※2）に係る条例・規則等の整備状況及び1年単位の变形労働時間制導入に係る条例等の整備状況

- ・ **上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済**。
- ・ 選択的に活用できる**1年単位の变形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の約1/4で整備済**。

※2 所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針

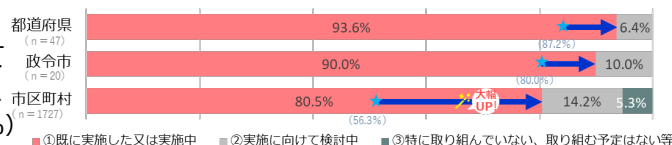
- ① 1カ月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

具体的な取組の実施状況

・ 役割分担・適正化のための「3分類」（※3）に即した取組や関連する取組の**全ての項目で実施状況が改善**。

・ 特に、学校と保護者等間における**連絡手段のデジタル化**については、**都道府県・政令市において90%以上、市区町村は、昨年度から大きく伸び、80%以上で実施**。（R3：56.3% → R4：80.5%）

・ 地域住民や保護者等、**学校以外の主体の協力を得る必要のある取組等の実施率は依然として課題があり、一層実施を促進することが必要**。



基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置、多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※3 学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」

今後の取組

- ✓ **教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進等**、学校における働き方改革に係る取組を**総合的かつ着実に実施**。
- ✓ 学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の取組が一層積極的に進むよう、**教員業務支援員の補助金交付の際に取組状況を勘案すること等**を通じ、**各教育委員会における更なる取組を促進**。
- ✓ 令和5年度より、学校を指定し、**民間事業者等の専門的な知見を活用した伴走型の支援**を実施予定。
これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について全国展開。
- ✓ **本年度実施の勤務実態調査**において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、**教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討**。

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	★: 実施率が80%以上の項目 ▲: R3調査に比べて5%以上増加している項目		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
	①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している			25.5%	★85.0%▲	61.7%
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している			17.0%	25.0%▲	26.0%	25.8%
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、 教職員が関与しない方法 で徴収・管理又は 地方公共団体や教育委員会 で徴収・管理等を行っている			51.1%▲	40.0%▲	36.0%	36.5%
内訳	口座振替		100.0%	100.0%	90.4%	90.8%
	口座振込		29.2%	37.5%	17.8%	18.5%
	振込用紙での支払い		12.5%	62.5%	17.2%	17.6%
	QRコード決済サービスでの支払い		0.0%	12.5%	3.4%	3.4%
	現金徴収		29.2%	25.0%	22.8%	23.1%
	その他		0.0%	25.0%	4.0%	4.1%
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員 （社会教育法第9条の7）等の 学校以外の主体 が中心的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している			25.5%	65.0%	44.9%▲	44.6%▲

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容	★: 実施率が80%以上の項目 ▲: R3調査に比べて5%以上増加している項目		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
	⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、 事務職員等 が中心となって回答するよう各学校に促している			25.5%	55.0%▲	36.5%▲
⑥児童生徒の休み時間における対応は、 地域人材等 の協力を得ている			6.4%	25.0%	5.4%	5.6%
⑦校内清掃は、 地域人材 の協力を得ることや 民間委託等 をしている			27.7%	45.0%	15.9%	16.6%
⑧部活動について、 部活動指導員 をはじめとした外部の人材の参画を図っている			★100.0%	★100.0%	71.0%	72.1%

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	★ : 実施率が80%以上の項目 ↑ : R3調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	27.7%	45.0%↑	20.7%	21.1%
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	61.7%	★100.0%↑	68.0%	68.2%
⑪学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	36.2%	★80.0%↑	38.5%	38.9%
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	59.6%	★90.0%↑	48.3%	49.1%
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	★89.4%↑	40.0%	9.0%	11.4%
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	★100.0%	★100.0%	★97.0%	★97.2%

※各取組について、【a:既の実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既の実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

令和4年度 公立小学校・中学校等教員勤務実態調査【概要】

1. 調査の背景

平成31年1月の中央教育審議会答申※1において、働き方改革の取組の進展を把握すべく、平成28年度教員勤務実態調査と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべきとされていることや、令和元年給特法案に対する附帯決議※2においても、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、給特法の抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められている。

令和4年度に公立小学校・中学校等教員勤務実態調査を実施

※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

※2 附帯決議 抜粋 令和元年12月3日参議院文教科学委員会

十二、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

2. 調査概要

対象：小学校、中学校、高等学校

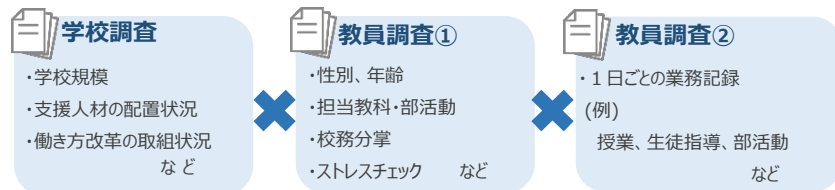
期間：8月・10月・11月のうちの連続する7日間

規模：小中計 2,400校程度

小学校 1,200校程度（400校×3月）、教員32,000人程度
中学校 1,200校程度（400校×3月）、教員35,000人程度

※ 高等学校は、各月100校程度、教員 約14,000人程度

方法：各学校の取組等と教員の勤務実態とを一体的に把握



3. 調査・分析の観点

✓ 最新の勤務実態の把握

(例) 時間外在校等時間の把握、休日の部活動指導時間の把握、授業準備時間の把握 など

✓ 前回（平成28年度）の勤務実態調査結果との比較

✓ 学校における働き方改革に向けて実施した各種施策の効果

(例) 教員業務支援員の配置効果、校務支援システムなどのICT活用による効果、各学校の業務改善方針の策定・公表による効果 など

✓ 新型コロナウイルス感染症への対応が教師の勤務実態に与える影響 など

※ 各調査項目について、学校の規模や立地環境など、学校の特性との関係を、きめ細かく分析。

※ 調査設計及び結果の分析は有識者の協力を得て実施。

4. 実施スケジュール

※平成28年度勤務実態調査を踏まえた想定

